

議員提出第7号議案

足立区の未来を担う子どもの権利と支援に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年9月20日

提 出 者

足立区議会議員	ぬ か が	和 子
同	は た の	昭 彦
同	浅 子	け い 子
同	針 谷	み き お
同	鈴 木	けんいち
同	西 の 原	え み 子
同	山 中	ち え 子

足立区議会議長 かねだ 正 様

（提案理由）

子どもの権利を保障し、子どもを支援する施策を推進するため、本案を提出する。

足立区の未来を担う子どもの権利と支援に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 責務（第3条―第7条）

第3章 子どもにとって大切な権利（第8条―第12条）

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障（第13条）

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障（第14条―第18条）

第3節 地域における権利の保障（第19条―第21条）

第4節 参加・意見表明の機会の保障（第22条―第25条）

第5章 子どもの支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援（第26条―第29条）

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援（第30条―第37条）

第3節 子育て家庭への支援（第38条・第39条）

第6章 雑則（第40条）

付則

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりがかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう支援され、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

核家族化や経済格差の拡大など社会経済環境が変化する中で、貧困の連鎖、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増してお

り、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済し、自己肯定感を育む仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて切れ目のない子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、足立区（以下「区」という。）と区民、団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子どもの支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことである。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていく。

子どもが自身に関わることに参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、全ての人にとって優しいまちとなる。

ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもを支援し、権利の保障をすすめることを宣言し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、区において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを社会の一員として尊重し、子どもが将来に夢と希望を持ち成長できるように、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもの権利の保障及び子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に規定する権利を認めること及び支援を受けることが適当である者をいう。

(2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 区民等 区民及び区内において区民活動を行う者又は団体をいう。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

(5) 事業者 区内において事業活動を行う者又は団体をいう。

第2章 責務

（区の責務）

第3条 区は、行政や育ち学ぶ施設、地域などあらゆる場面で、子どもが参加し意見を表明し、反映する機会を充実させるものとする。

2 区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者（以下「施設関係者」という。）及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

3 区は、子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

4 区は、子どもへの支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（保護者の責務）

第4条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情を持って子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。
- 3 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 4 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これに応えていくよう努めるものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

- 2 区民等は、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(施設関係者の責務)

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとする。
- 3 施設関係者は、施設等における差別、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設関係者は、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育つことができるよう、子どもへの必要な支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第8条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければならない。

(安心して生きる権利)

第9条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持って育まれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、自分らしく生きることができる。そのためには、

主に次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第11条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができる。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 自然と触れ合い、地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第12条 子どもは、自分に関わることに参加することができる。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 区は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければならない。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(開かれた施設づくり)

第14条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとする。

(いじめの防止)

第15条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第16条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければならない。

(関係機関等との連携と研修)

第17条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとする。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとする。

(事情を聴く機会の設定)

第18条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行う場合には、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

第3節 地域における権利の保障

(地域における子どもの居場所)

第19条 区民等及び区は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

(地域における自然環境の保全)

第20条 区民等及び区は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとする。

(安全で安心な地域)

第21条 区民等及び区は、地域において、子どもを守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

2 区民等及び区は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとする。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第22条 区は、区政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 区民等は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(区の施設に関する子どもの意見)

第23条 区は、子どもが利用する区の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

(審議会等への子どもの参加)

第24条 区は、子どもに関わる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとする。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第25条 区民等及び区は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関わる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとする。

第5章 子どもの支援のための基本的な施策

第1節 子どもの育成のための支援

(子どもの育ちの支援)

第26条 区は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第27条 区は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 区は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第28条 区は、子どもへの支援に関する保護者、区民等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第29条 区は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行うものとする。

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援

(障がいのある子どもへの支援)

第30条 区は、障がいのある子どもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第31条 区は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待の予防及び早期発見その他子どもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対して、決して尊い命が奪われることがないように、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、子どもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第32条 区は、保護者、区民等、施設関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第33条 区は、保護者、区民等、施設関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭の子どもへの支援)

第34条 区は、経済的に困難な家庭に生まれ育ったことによって子どもの将来が左右されることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(離婚前後の子どもへの養育支援)

第35条 区は、子どもの父母が離婚等をする場合において、子どもの利益が最も優先されるよう、当該父母が父又は母と子どもとの面会及びその他の交流並びに子どもの監護に要する費用の分担その他の子どもの監護について必要な事項について取決めをし、その履行を確保す

るために必要な施策を講ずるものとする。

(戸籍のない子どもへの支援)

第36条 区は、戸籍のない子どもが社会生活を送る上で抱える問題を解消するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第37条 区は、全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第38条 区は、保護者、区民等、施設関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第39条 区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。